

改正案

目次（現行のとおり）

第一条から第六十九条まで（現行のとおり）  
 別表第一及び別表第二（現行のとおり）  
 別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園及び東京都立八丈植物公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）
東京都立小峰公園	（現行のとおり）	八十八円
東京都立奥多摩湖畔公園	（現行のとおり）	七円
東京都立羽伏浦公園及び東京都立多幸湾公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）

二 建物の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	（現行のとおり）	一万七千八百円
東京都立八丈植物公園売店	（現行のとおり）	七千四百円

現行

目次（略）

第一条から第六十九条まで（略）  
 別表第一及び別表第二（略）  
 別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園及び東京都立八丈植物公園	（略）	（略）
東京都立小峰公園	（略）	八十九円
東京都立奥多摩湖畔公園	（略）	十円
東京都立羽伏浦公園及び東京都立多幸湾公園	（略）	（略）

二 建物の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	（略）	一万八千円
東京都立八丈植物公園売店	（略）	七千六百元

別表第四及び別表第五 (現行のとおり)

別記

第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

別表第四及び別表第五 (略)

別記

第一号様式から第五十二号様式まで (略)